冷蔵倉庫（非木造）の取り扱いについて

固定資産評価基準の改正により、平成２４年度から非木造の『冷蔵（低温）倉庫（保管温度が摂氏１０度以下に保たれる倉庫)』の評価額の計算方法が変更されます。
これまで非木造の『冷蔵倉庫』については、「一般の倉庫」と同じ取り扱いとされておりましたが、平成２４年度から『冷蔵倉庫』は「一般の倉庫」に比べて評価額が早く減少する計算が適用されることになります。

そこで、あらかじめ非木造の冷蔵倉庫の所有状況を確認させていただきたいと思いますので、市内に冷蔵倉庫を所有の方は市税課資産税係（家屋担当）までご連絡をお願いいたします。ご連絡後、現地調査のうえ、要件を満たす場合は平成２４年度から適用変更いたします。

なお、調査時には床面積や保管温度を確認いたしますので、寸法のわかる平面図、冷蔵能力のわかる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）をご用意ください。
もし、お持ちでない場合は、資産税係へご連絡の際にお知らせください。

適用対象の要件

① 非木造（鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造等）の保管温度が摂氏１０度以下に保たれる倉庫であること。
② 建物の床面積の５０％以上が冷蔵倉庫用であること。
③ 倉庫自体に冷蔵機能を備えた建物であること。（非木造の倉庫内にプレハブ方式の冷蔵庫を設置しているような場合は対象外となります。）

＊保管温度が摂氏１０度以下に保たれる倉庫とは・・・

倉庫業法施行規則第３条の１１第１項に規定する冷蔵倉庫（農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏１０度以下の温度で保管することが適当な物品を保管する倉庫）若しくはこれと同等の能力を有する自家用冷蔵倉庫をいいます。

お問い合せ先・・・
古賀市市税課資産税係　　家屋担当
TEL　：　092‐942‐1125
FAX　：　092‐942‐1284